

「用地補償実務六法 令和7年度版」

内容訂正につきまして

平素より弊社出版物をご利用いただき、誠にありがとうございます。本書の内容に一部誤りがございましたので、訂正いたします。

つきましては、読み替えてご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

349 頁「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第42に定める年利率について」

→別添 資料に差替

中央用対第9号
令和6年3月14日

中央用地対策連絡協議会会員 殿
各地区用地対策連絡（協議）会会長 殿

中央用地対策連絡協議会事務局長
（国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長）

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第42に定める年利率について

標記について、令和6年2月28日の理事会において、別紙のとおり決定されたので、通知する。

別紙

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第42に定める年利率について

令和6年2月28日
中央用対理事会決定

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日付け用地対策連絡会決定）第42に定める年利率を年0.8パーセントから年0.7パーセントに改定し、令和6年4月1日より適用する。

ただし、改定後の利率の適用日において、土地等の権利者等と損失の補償等について協議中のものについては、なお従前の例によることができるものとする。